

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 2 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願7		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・実際、議会は本条例や議会基本条例にあるように、市民の意見や意思を尊重することになっています。これはあり得ないことですが、議会はすでに議決済みの件、例えば最高規範について、今回の審議会の答申案を丸呑みする可能性が高く、もしそうなると、議会の議決及び議会制民主主義を軽んじることになり、結局、一部の市民団体や政治活動家及び有識者の意のままに市政が動かされることになる危険性があるのではないですか？</p> <p>その可能性はまったく無いとするなら、その根拠はなんですか？</p> <p>もし9月定例会において審議会答申を基にした改正案を可決するとなると、いや、安城市議会は市長議案に否決が無いことから可決されるのでしょうか、そうすると、今まで議会が言ってきたことや議決等の経緯と整合がつかないと思えることから、可決の理由を詳しく教えて下さい。</p> <p>○質問2・・・これは審議会で話題にならなかったと思いますが、それでも市は本条が持つ根本的な問題である危険性等を取り除くために、審議会の答申案に市民を限定する解説を付けてくれました。まさに、市はこの条例にある『市民の危険性』を市が理解しお認めになったということです。これほど重要な文言は条文中に入れるべきではないですか？法的に何の効力も無い解説で良いという理由をお聞きします。</p> <p>○質問3・・・皆様は議案において、その作成過程において違法なものであった場合、賛否以前に議案として認めますか？</p>		

請願事項

上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。